

浜田地区広域行政組合議会会議規則

平成9年3月31日

議会規則第2号

改正 平成17年12月22日議会規則第1号

(参集)

第1条 議員は、招集の当日、開会定刻前に会議場に到着し、議長にその旨を通知しなければならない。

(議会の開閉)

第2条 議会の開会、閉会及び会議の開閉は、議長が宣告する。

(議題の宣告及び一括議題)

第3条 会議の事件又は請願を議題としようとするときは、議長が宣告する。

2 議長が必要と認めたときは、数件を一括して議題とすることができる。

(議案等の朗読)

第4条 議長は、必要があるときは、議題になった事件を職員に朗読させる。

(議案の審議)

第5条 会議に付する事件は、会議において提出者の意見を聞き、審議する。

(修正の動議)

第6条 議案に対する修正の動議を議題とするときには、ほかに2人以上の賛成を要する。

(発言の許可等)

第7条 発言しようとするときは、自己の氏名を唱え、議長の許可を受けなければならない。

(発言の順序)

第8条 通告した議員の発言は、通告しない議員の発言に先立って許可する。

(討議の制限)

第9条 討議は、議題外にわたることができない。議長はその論旨が議題外にわたるか又は不必要と認めたときは、これを制止することができる。

(発言の継続)

第10条 延会又は議事中止の場合、発言を終わらない議員は、次の会議を始めたとき、前の発言を継続することができる。

(質疑又は討議の終結等)

第11条 議長は、論旨が既に尽きたと認めるときは、討論又は質問の終結を告げる。ただし、発言がまだ尽きないときでも議員が討論又は質問終結の動議を提出したときは、議長は会議に付し討論を用いないでこれを決める。

（表決問題の宣告）

第12条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

（表決の順序）

第13条 表決の順序は否決説を先にし、修正案を次とし、原案を最後とする。数個の修正案があるときは、その趣旨が原案に最も遠いものを先にする。その区別が明らかでないときは会議に付し、討論を用いないでこれを決める。

（表決の方法）

第14条 表決の方法は起立と投票の2種とし、議長が適宜これを決める。

2 議長は、問題について意義の有無を会議に諮ることができる。異議が無いと認めるときは、議長は可否の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員のうちから異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

（表決の訂正）

第15条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

（会議録の記載事項）

第16条 会議録に記録する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会についての事項並びに年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の月日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 会議に付した事件
- (10) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (11) 選挙の経過
- (12) 議事の経過
- (13) 記名投票における賛否の氏名
- (14) その他議長又は議会において必要と認めた事項

(会議録署名議員)

第 17 条 会議録に署名する議員は、2 人とし、議長が会議において指名する。

(その他)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、浜田市議会会議規則（平成 17 年浜田市議会規則第 1 号）の例による。

附 則

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年12月22日議会規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。